保育の必要性の認定基準と利用調整の基準について

案件1 (仮称) 逗子市教育・保育の必要性(支給認定)に関する基準骨子案

◇制定の背景・目的

平成 27 年 4 月より施行予定の「子ども・子育て支援新制度」では、従来、保育所入所判定と一体化していた「保育に欠けること」の認定を、入所選考とは独立した手続きとして「教育が必要なこと」、「保育が必要なこと」の認定を行うこととなります。

教育・保育の必要性の認定にあたっては、子ども1人1人につき基準に基づき、「保育の必要性があるかどうか、保育は1日につき保育標準時間(11時間)か短時間(8時間)の利用なのか等」の認定を市町村が行い、認定証を交付することとなります。

認定を受けた保護者は、教育が必要な場合は直接施設に、保育の必要がある場合は市(認定こども園、 小規模保育施設等は施設に直接)に利用を申し込むこととなります。

なお、児童福祉法の一部改正に伴い、本基準案が施行されましたら、「逗子市保育の実施に関する条例」 は、廃止するものといたします。

◇認定の区分

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	なし	1号認定(教育標準時間)	認定こども園・幼稚園
	あり	2 号認定(保育標準時間)	認定こども園・保育所
		2号認定(保育短時間)	
	なし	認定対象外	_
満3歳未満	あり	3号認定(保育標準時間)	認定こども園・保育所・地域
		3号認定(保育短時間)	型保育事業

※ただし、保育の必要性ありの事由があっても、保護者の希望により、1号認定を受けて幼稚園等 を利用することはできます。

◇保育認定の基準について

現 行:児童福祉法第24条第1項の規定により、本市の条例で保育の実施基準を規定

新制度:保育の必要性の認定にあたり、国が以下の3点について認定基準を策定

- ①「保育の必要性の事由」: 保護者の労働又は疾病その他内閣府令で定める事由
- ②「保育の必要量の区分」: 保育標準時間又は保育短時間という保育の時間的必要量の区分
- ③「優先利用」: ひとり親家庭や虐待等のおそれのあるケースの子ども等

◇基準案

項目	国基準	本市基準案
保育の必要性の	1 保育が必要な事由	
事由	以下のいずれかの事由に該当すること。	
	(1) 一月において、48 時間から 64 時間までの	(1) 一月において、64時間
	範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上	以上労働することを常態と
	労働することを常態とすること。	すること。
	(2) 妊娠中であるか又は出産後間もないこと。	$(2)\sim(6)$
	(3) 疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神	国基準のとおりとします。
	若しくは身体に障がいを有していること。	
	(4) 同居の親族(長期間入院等している親族を	
	含む。)を常時介護又は看護していること。	
	(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に	
	当たっていること	
	(6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に	
	行っていること。	
	(7) 次のいずれかに該当すること。	(7) 就学していること。
	イ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1	
	条に規定する学校、同法第 124 条に規定す	
	る専修学校、同法第 134 条第一項に規定す	
	る各種学校その他これらに準ずる教育施設	
	に在学していること。	
	口 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64	
	号)第 15 条の 6 第三項に規定する公共職業	
	能力開発施設において行う職業訓練若しく	
	は同法第 27 条第一項に規定する職業能力	
	開発総合大学校において行う同項に規定す	
	る指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓	
	練の実施等による特定求職者の就職の支援	
	に関する法律(平成 23 年法律第 47 号)第 4	
	条第二項に規定する認定職業訓練その他の	
	職業訓練を受けていること。	

(8) 虐待又は配偶者等からの (8) 次のいずれかに該当すること。 イ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12 DV (家庭内暴力) のおそ 年法律第82号)第2条に規定する児童虐待 れがあること。 を行っている又は再び行われるおそれがあ ると認められること。 ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護等に関する法律(平成13年法律第31号) 第1条に規定する配偶者からの暴力により 小学校就学前子どもの保育を行うことが困 難であると認められること(イに該当する 場合を除く。) (9) 育児休業をする場合であって、当該保護者 (9) 育児休業取得時に、既に の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就 保育を利用している子ども がいて継続利用が必要であ 学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地 域型保育事業(以下この号において「特定教 ること。 育・保育施設等」という。) を利用しており 当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設 等を引き続き利用することが必要であると認 められること。 (10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類 (10)前各号に掲げるもの するものとして市町村が認める事由に該当す のほか、前各号に類するも のとして市長が認める事由 ること。 に該当すること。 保育の必要量の 1 保育標準時間:1日11時間まで保育利用可 ○保育標準時間:1日11時間 能(就労時間の下限は、1週あたり30時間程 区分 まで保育利用可能(就労時間 の下限は、1週あたり30時間 度) 2 保育短時間:1日8時間まで保育利用可能 程度) (就労時間の下限は、1カ月あたり48時間以 ○保育短時間:1日8時間ま 上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労 で保育利用可能(就労時間の 実態等を考慮して定める。) 下限は、1カ月あたり64時間 とする。)